

【八千代市福祉センター清掃業務基準】

本業務は、日常清掃及び定期清掃を常に行うことで、施設の良い環境維持と建材の保全を目的に実施する。特に、ガラス清掃作業等の高所作業については、労働安全衛生規則及びその他関係法規等を遵守して安全管理の万全を期し、各作業に応じた作業基準を定め、所定の業務を遂行すること。

1 清掃範囲

敷地内全域とし、清掃対象及び作業内容等は以下のとおり

2 作業概要

- (1) 誰もが快適に使用できるように、原則として毎日清掃を実施すること
- (2) 作業は使用者への妨げや業務への支障がない時間帯に行うこと

3 作業内容

- (1) 日常清掃
- (2) 定期清掃
- (3) 廃棄物処理

4 部位別清掃作業

作業対象	エントランス、廊下、ロビー、エレベーターホール、室内階段、事務室、会議室等
日常清掃	1 床面の掃き掃除及び洗剤拭き、水拭き 2 各出入口、ドア、ガラスの乾拭き及び金具部磨き 3 ソファ、ベンチ、応接セット等の塵払い及び掃き掃除 4 紙屑かご等の内容物除去及び清掃 5 階段及び手すりの拭き掃除 6 案内板、掲示板、カウンター等の塵払い及び拭き掃除 7 カーペット、カーテンの掃除機による吸塵 8 机及び椅子等の塵払い及び拭き掃除 9 畳部分の掃除機による集塵及び雑巾拭き 10 ブラインドの塵払い ※使用者の妨げや、業務に支障が出ないように行うこと

作業対象	エントランス、廊下、ロビー、エレベーターホール、室内階段、事務室、会議室等
定期清掃	1 中性洗剤によるタイル、床面等の洗い上げ 2 必要に応じてワックス塗布 3 金属部分（建具・備品等）の洗浄による磨き上げ 4 ソファ及びベンチ・椅子・机を中性洗剤使用による拭き掃除及び真水洗浄 5 壁、照明器具、時計、ブラインド、什器の上部等の届かない箇所の塵払い及び拭き掃除

作業対象	収納庫、倉庫、機械室
日常清掃	原則ごみ拾い（汚れた場合は拭き掃除）
定期清掃	床面の掃き掃除及びモップ拭き等

作業対象	トイレ、湯沸し室
日常清掃	1 床面の掃き掃除、モップ拭き及び水洗い 2 越壁、仕切板、ドア等の真水拭き掃除 3 把手の洗浄による磨き 4 便器及び手洗器等の洗浄拭き 5 便所の汚物搬出処理及び容器洗浄・消毒 6 トイレットペーパー、消臭剤、石鹼水等の補充 7 鏡の磨きあげ 8 茶殻、生ごみ等の処理 9 流し台洗浄及び拭き掃除 10 戸棚、湯沸し器の拭き掃除
定期清掃	1 中性洗剤によるタイル、床面等の洗い上げ 2 便器及び手洗器等の薬品洗浄 3 金属部分の洗浄による磨き上げ 4 腰壁、ドア等の洗浄及び拭き掃除 5 トイレ吸排気口は、バキュームクリーナー等で除塵 6 排水トラップ等の清掃

作業対象	浴室
日常清掃	1 床面の散水及び塵・埃の除去 2 洗剤を使用し、床面の洗浄 3 タイル壁・床面洗浄後のモップ拭き掃除 4 金属部品の磨きあげ ※浴室は、公衆浴場における衛生管理要領に従い使用日ごとに換水して、適正洗剤を用いた清掃を行うこと
定期清掃	日常清掃の内容を一層入念に行うこと

作業対象	エレベーター
日常清掃	1 かご内部床面の拭き掃除及びモップ拭き 2 かご内部の壁面，天井及び開閉扉の拭き掃除 3 開閉扉の溝に対する除塵及び各階入口の拭き掃除
定期清掃	1 かご内部床面の洗い上げ後，ワックス塗布 2 かご内壁面高所部の塵払い及び汚れ落とし

作業対象	ガラス
日常清掃	エントランス等入口のガラス戸の拭き掃除
定期清掃	1 施設内のガラス面は，内側・外側両面を水拭き又は薬品による付着汚れの除去後，乾布で乾拭き 2 鏡は汚れの除去後，乾布で乾拭き ※高所作業は，足場組又は脚立等を用いて，作業の安全に万全を期すこと

作業対象	カーペット
定期清掃 (1回／年)	汚れに応じ，適正な洗浄方式による全面クリーニング